

武庫川女子大学教育研究所倫理委員会内規

(設置)

第1条 武庫川女子大学教育研究所（以下「研究所」という。）に武庫川女子大学教育研究所倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「武庫川女子大学教育研究所・大学院臨床教育学研究科倫理綱領」に基づき、研究所及び武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科（以下「研究科」という。）に所属する教職員及び在学生（研究生を含む）等が行う「人を対象とする研究等」について、申請により事前に倫理的審査を行うことを目的とする。

(審査の範囲)

第3条 委員会は、原則として研究所及び研究科に所属する教職員が行う次項に掲げる項目並びに研究科に所属する在学生（研究生を含む）が行う「人を対象とする研究等」の実施計画等についての審査を行う。

2 委員会は、研究所及び研究科に所属する教職員が行う次に掲げる項目について審査する。

(1) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的又は社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査

(2) 既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査

(3) 既に委員会において承認されている研究計画等の軽微な変更に係る審査

3 研究所及び研究科に所属する教職員が行う前項に掲げる以外の「人を対象とする研究等」の実施計画等については、「武庫川女子大学・同短期大学部研究倫理委員会規程」（平成14年4月1日 規程第7号）が規定する「武庫川女子大学・同短期大学部研究倫理委員会」（以下「研究倫理委員会」という。）の審査を受けるものとする。

4 委員会は、研究科に所属する在学生（研究生を含む）が行う「人を対象とする研究等」の実施計画等について、研究倫理委員会の審査を受けるのが適当と判断したときは、申請者に対しその旨勧告することができる。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 研究所長

(2) 研究科長

(3) 臨床教育学専攻長

(4) 研究所所属又は研究所研究員である講師以上の教員2名

(5) 研究所所属教員又は研究所研究員以外の武庫川女子大学の学部及び研究所等に所属する教授1名

2 前項第4号及び第5号に掲げる委員は、研究所長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 必要に応じて、武庫川女子大学以外の教育又は研究機関に所属する教員又は学識経験者を委員に委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長には研究所長を、副委員長には研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。ただし、第3項の規定により3分の2に達しないときは、この限りでない。

2 審査の判定は出席委員全員の合意をもって決する。

3 委員は、自らが実施責任者又は分担者となる研究等に係る審査に加わることができない。

4 委員会は、必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(審査の手続き等)

第7条 研究所及び研究科に所属する教職員及び在学生（研究生を含む）が、臨床教育学に関する研究等を行う場合は、「倫理審査申請書兼研究計画書」（様式第1号）を事前に委員長に提出しなければならない。

2 委員会は、必要に応じて申請者の出席を求め、申請内容等の説明を聴くことができる。ただし、申請者は審

査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 委員会は、前項第2号以下の判定を行う場合、その理由を明示しなければならない。

3 判定が「条件付承認」となった場合、申請者は、第9条に定める「倫理審査結果通知書」発行日以後速やかに付帯条件を充足する書類を委員会に提出し、委員長の承認を得るものとする。なお、委員長は承認にあたり副委員長と協議するものとする。

4 判定が「変更の勧告」となった場合、申請者は、第9条に定める「倫理審査結果通知書」発行日以後速やかに勧告への対応状況を文書により委員会に提出しなければならない。

(審査の結果)

第9条 委員長は、審査の結果を速やかに「倫理審査結果通知書」(様式第2号)をもって申請者に通知する。

2 研究者及び研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

第10条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の請求をすることができる。

(研究遂行中の審査)

第11条 委員会が第8条第1項第1号又は第2号の判定を行った研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 第7条、第8条、第9条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。

(実施状況の報告及び実地調査)

第12条 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているかを随時実地調査することができる。

(情報公開)

第13条 委員会の議事要旨(研究課題、申請者、研究期間及び審査の結果等を含む。)、委員会の構成並びに委員の氏名及び所属等の情報は、公開するものとする。ただし、個人情報又は研究に係る独創性若しくは知的所有権を害するおそれのある部分は非公開とすることができる。

(守秘義務)

第14条 委員は、審査の過程を通じて知り得た申請者や研究対象者等の個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務担当)

第15条 委員会の事務は、教育研究所事務室が担当する。

(補則)

第16条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、委員会の議を経て研究所長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規の制定に伴い、武庫川女子大学教育研究所倫理委員会内規(平成16年6月30日)は廃止する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第4号の規定により平成27年7月1日以後に委嘱された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。